

お知らせ

INFORMATION



No.2015-22
2015年6月
病体生理研究所

新規受託開始のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

この度、下記検査項目におきまして、新たに受託を開始させて頂くことになりましたので
ご案内いたします。

何卒、ご利用頂けますようご案内申し上げます。

敬具

記

【新規受託開始について】

◆ 可溶型メソテリン関連蛋白〔16766〕

※項目情報裏面参照

《受託開始日》：2015年6月15日（月）より

【新規項目情報】

項目名称	可溶型メソテリン関連蛋白
コード	16766
検体材料	血清 0.5mL
保 存	絶凍
採取容器	No.①→⑦
検査方法	CLEIA
基準値・単位	1.5未満 nmol/L
所要日数	4～11日
実施料	220点 (D009 19)
検査判断料	144点 (生化学的検査Ⅱ)
保険適応条件	<p>ア 可溶性メソテリン関連ペプチドは、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「19」膀胱胎児性抗原 (POA) の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(イ) 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留が認められる患者</p> <p>(ロ) 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者</p> <p>(ハ) 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者</p> <p>エ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>

◆ メソテリン (Mesothelin)

アスベストは価格が安く石綿等建築資材等として高度経済成長期に多量に利用された。1970年代にWHOによりアスベストの発がん性が指摘され、欧米では使用が禁止されたが、国内では2000年代になるまで禁止されなかった。アスベストは微細な粉塵として吸入され、肺の胸膜に沈着、生体内に長くとどまり、癌を引き起こすとされている。特にアスベストによる胸膜中皮腫の潜在期間は40年と長く、アスベストの使用禁止措置から考えて国内では今後患者数が増大することが懸念されている。

メソテリンは、GPI アンカー型の膜結合型糖タンパク質で、その発現は正常組織においては発現が限定されているが、卵巣癌、中皮腫、肺癌などの細胞表面に発現することが知られている。特に細胞膜から遊離した40kDaのメソテリン蛋白は可溶性メソテリン関連ペプチドと呼ばれ、中皮腫に特異性が高い血清マーカーであることから、将来、悪性中皮腫の血清補助診断試薬としての利用が期待されている。

以上